

第 8 回 佐波川水系大規模氾濫に関する減災対策協議会 議事要旨 (書面開催)

1. 日時・形式

日時：令和 3 年 1 月 15 日（金）

形式：書面

2. 第 8 回協議会で審議された事項

- ・委員の追加（周南市長の参画）による規約の改正
- ・佐波川水系の減災に係る取組内容と現状確認（フォローアップ）
- ・取組方針 5 年間の総括の確認
- ・令和 3 年度以降の方針の確認

全ての事項について全会一致で承認された。

3. 委員からの意見

(周南市長)

- ・本協議会の委員に加わることとなりました。本市においても、平成 31 年 3 月に島地川流域の洪水浸水想定区域の見直しが行われ、現在計画中である和田地区の支所・市民センター建替えにおいても、これらをふまえて計画を進める必要があります。大規模災害時には関係機関との協力が不可欠であり、今後も各委員の皆様とより一層協力して、平時からの減災対策に取り組んでまいります。

(下関地方気象台長)

- ・令和 3 年度以降の方針に記載の「メディアとの連携や情報提供の取組強化」について、大きな災害が予想される場合、河川管理者、関係機関、気象台が共同で、気象の予想、河川情報、避難に関わる情報等を、地域メディアを通じ住民に向けた呼びかけ等の実現に向けた取組を進めてまいりたい。

(山口河川国道事務所長)

- ・周南市が本協議会に参画頂いたことにより、佐波川流域の関係機関の連携が一層高まり、減災に対する取組の推進がより図れることが期待される。
- ・佐波川水系大規模氾濫に関する減災対策協議会では、関係機関が連携・協力し、減災に係る取組が進められてきたが、激甚化・頻発化する水災害に対して、継続的かつ新たな取組を行い、更なる減災への取組を進めてまいりたい。
具体的には、マイ・タイムライン策定の支援を推進し、防災知識の普及、住民等の避難体制構築に繋がる取組についてより推進していきたい。